

住宅リフォーム補助制度



甲賀市では、緊急経済対策として地域経済の活性化および技術の伝承、雇用の安定に寄与するために、市民が市内の施工業者（市内の個人事業者および市内に本社がある業者）を利用して、自己の住宅リフォームを行う場合に、その経費の一部を補助します。

補助対象者及び対象住宅

市内に在住で、市税等の滞納のない方。
申込者が所有し、自ら居住している市内の住宅。

（ただし、平成 23 年度にこの補助を受けた方及び住宅は対象外となります）

店舗、事務所等を併用する住宅は、居住部分のみが対象

補助対象工事

市内の個人事業者および市内に本社がある業者（下請業者を含む）へ発注する住宅リフォーム工事（住宅の修繕、改築、模様替えのための工事）で、補助対象工事費が 10 万円以上。（設備機器本体費は対象外となります）平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に着工し、かつ完了できる工事が対象。他の制度の補助を受ける場合は、その補助対象工事を除く。

補助金額

補助対象工事経費の 20% に相当する額で、上限 20 万円。（千円未満は切り捨てる）
（交付額、交付件数は、予算の範囲内、平成 24 年度予算 50,000 千円）

申込方法

所定の申込用紙に、住所、氏名、工事内容、補助対象工事費、施工業者名、予定工期等を記入し、申込期間中に郵送または市役所商工政策課へご提出下さい。（各地域市民センターへの提出も可）

（申込用紙は、甲賀市ホームページまたは、市役所商工政策課・各地域市民センターで入手してください。）
申込をした人には、審査のうえ、補助金の申請書類を送付しますので、改めて補助金交付申請をしていただきます。（予算額を超える申込みがあった場合は、抽選により補助候補者を決定します。）

* 補助金交付申請には、工事着手前の写真が必要です。工事に入る前に、必ず工事箇所全ての詳細な写真を撮影してください。

申込期間

平成 24 年 4 月 2 日～5 月 31 日（必着）郵送の場合は、申込最終日の消印有効
（申込多数の場合は公開抽選とし、予算額に満たない場合は追加募集を予定）

（お問い合わせ・申込先）

甲賀市役所 商工政策課 電話 65-0709 FAX 63-4087

（申込送付先）〒528-8502 甲賀市水口町水口 6053 甲賀市役所 商工政策課 宛



対象工事一覧

No	工事の内容	備考
1	屋根、外壁、軒天の改修、塗装、コーキング	
2	雨樋の取替	
3	床、壁、天井材の張替	畳、じゅうたんの張替も対象。ただし、じゅうたんが床とみなされること、敷だけのじゅうたんは対象外。
4	ドア、ふすま、障子等、建具の取替	
5	ガラス、網戸、サッシの設置、取替	
6	カウンター、棚の設置	既製品を置くだけは対象外。現場に合わせて木材等により製作する場合は補助対象。
7	間取り等の変更に伴う壁の改修	
8	床、建具等のバリアフリー化、手すりの設置	
9	浴室、トイレ、洗面の改修	浴槽、ユニットバス、便器、洗面台、ドレッサーなどの設備機器本体費は対象外。
10	給排水設備工事、電気設備工事	給湯器、温水器、エコキュート、照明器具などの設備機器本体費は対象外。
11	台所の改修	システムキッチン、換気扇などの設備機器本体費は対象外。
12	合併浄化槽の設置	
13	ソーラーシステムの設置	設備機器本体は対象外。

申請の流れ

申込書の提出
(5月31日まで)

内容審査、補助候補者の決定
(予算を超えた場合は、抽選により補助候補者を決定)
補助金交付申請書類の送付

補助金交付申請
(7月13日まで)

申請内容審査
補助対象工事費の審査
(現地確認等をさせていただきます場合があります)
交付決定通知

工事完了

補助金実績報告
(工事完了日後1ヶ月以内)

報告内容審査
(現地確認等をさせていただきます場合があります)
補助金確定通知

補助金交付請求

補助金交付

【補助対象にならない工事費用】

設備機器や備品の購入に関する費用	市外の下請業者がした工事
新築又は10㎡を超える増築工事	日常的に居住していない離れ
併用住宅のうち、店舗及び事務所部分の工事	車庫、物置等の設置・修繕にかかる工事
外構工事	防蟻工事
サンルーム、ベランダ、バルコニーの増築及び修繕にかかる工事	施工業者が、自己所有の住宅の工事を自社又は自己に依頼する工事
仮設トイレ・仮設風呂の本体や設置にかかる費用	カーテン、カーテンレール、床暖房の設置工事
清掃費及び廃材処分等にかかる費用	設計費用及び申請手数料
国、県又は市の他の制度による補助又は扶助の対象となる工事	その他補助対象工事に関係がないと市長が認める費用

補助金交付申請書類【補助候補者へ別途通知します(6月上旬頃)】

- 住宅リフォーム促進事業補助金交付申請書(様式第1号)
(添付書類)
- ・ 申請者及び施工業者の所在地が確認できるもの
 - ・ 住宅リフォーム計画書(工事概要、図面、仕様書等)
 - ・ 工事見積書
 - ・ 建物の登記事項証明書等(課税資産明細書のコピーなど)
 - ・ 補助対象工事を行う住宅等の現況および工事施工予定箇所の写真
 - ・ 市税(全税目)の納税証明書等(共有名義の場合は、共有名義分の納税証明書も必要)

補助金実績報告書類【工事完了後にご提出いただきます】

- 住宅リフォーム促進事業補助金実績報告書(様式第5号)
(添付書類)
- ・ 住宅リフォーム促進事業工事完了証明書
 - ・ 工事代金領収書
 - ・ 工事実施中、実施後の住宅の現況および工事施工箇所の写真